



地域おこし協力隊とは？

「地域おこし協力隊」は、平成21年度から総務省がスタートさせた制度です。1～3年以下という決まった期間で、3大都市圏をはじめとする都市地域等の人材が「地域おこし協力隊員」として過疎、山村、離島、半島等の地域に移住し、地方自治体の委託を受け地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行います。平成31年3月末時点では約6割の人が任期終了後もその地域に定住しており、地域活性化への貢献が期待されています。

地域おこし協力隊になるには？

各自治体によって異なりますが、地域おこし協力隊になるための基本的な流れは下記のようになっています。



- (1) 募集している地方自治体へ申込みをする。
- (2) 地方自治体による選考（書類選考、面接等）の結果、採用が決定する。
- (3) 地方自治体から、委嘱状等の交付により「地域おこし協力隊」としての委嘱を受ける。
- (4) 現住所から採用先の自治体に住民票を異動し、地域おこし協力隊として活動を開始する。

募集期間は決まっていることもありますが、通年採用しているところもあります。人気のある地域では、採用倍率が3～5倍ほどのところもありますが、それ以外の地域では、採用倍率が1倍に満たないところもあるのが現状のようです。

地域おこし協力隊の活動内容

冒頭にも書いたとおり、地域おこし協力隊の活動内容は都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、地域おこしの支援や住民の生活支援などの「地域協力活動」を行います。具体的な内容はそれぞれの自治体によって異なります。

北海道でも、多くの自治体で地域おこし協力隊が活躍しておりますので、その中から、5か所ほど活動内容をご紹介します。

東川町

■ 活動内容 ■

国内外交流推進協力支援事業



- ① 国内、国際交流事業の推進支援
- ② 町内施設の活用や町内事業所との連携による研修プログラムの推進支援
- ③ 東川町文化芸術交流センターの運営支援

過疎地を活性化させる
地域おこし協力隊！

会報・ホームページ委員が調査しました！

会報・ホームページ委員 齋藤 奈津恵

特別企画 バックナンバーはコチラ



月形町

■ 活動内容 ■

月形町職員、町民、関係団体と連携して農業実習を行いながら、農業の現場における担い手不足や地域活動の衰退等の課題を解決する次の活動を行います。

- ① 農業研修員として施設園芸作物（メロン、カンロ、スイカ、トマト、ミニトマト、花き等）農家の農作業等に従事し、就農に必要な知識や技術を習得する。
冬季は研修等に参加し知識を習得する。
- ② 地域農業の振興と地域活性化に関する活動を行う。
- ③ 町内に居住する地域の一員として地域活動等に参加する。
- ④ その他町のイベント等へ積極的に参加する。



美唄市

■ 活動内容 ■

- ① 移住・定住促進のための活動
 - 移住・定住相談、市内案内対応
 - 市内の移住者交流イベントの企画、運営
 - 空き家所有者と移住希望者のマッチング
- ② 空き家の掘り起こしと利活用に向けた活動
 - 空き家相談対応、空き家バンクの管理・運営
 - 移住希望者との空き家所有者のマッチングなど
- ③ ふるさと美唄応援団に関する活動
 - 団員登録及び店舗登録事務、SNS及びメールマガジンの発信等



由仁町

■ 活動内容 ■

主に次に掲げる活動を予定しています。【①②については1年目必須】

- ① 小中学校におけるICTを活用した授業展開の支援
- ② 教職員の研修や校務におけるICTの利活用の推進
- ③ 光ファイバーの整備に伴うICT利活用事業の推進
- ④ 町や教育活動の情報発信ツールの提案構築及びPR活動
- ⑤ 住民・地域団体へのICTを活用した研修や支援活動 など



～大まかな流れ～

- 1年目「由仁町の暮らしを知り仕事の種をまく」
小中学校や教育委員会と協力し、学校のICT活用に向けた支援と体制の先進地の取組内容の調査研究を進めていただきます。
- 2年目「仕事を育てる」
学校での利活用を進めつつ、地域の新たなICT活用の検討、基盤づくりを進めていきます。
- 3年目「仕事の花を咲かせる」
1・2年目の業務を通じ、町内のICTに関わる事業の幅を広げ、具体的に将来に向けた事業展開を進めていただきます。また、協力隊終了後の次のステップに向けた準備（起業など）も併せて進めていきます。

三笠市

■ 活動内容 ■

三笠ジオパークを中心とした自然地理・人文地理についての専門的知識を活用した保護保全教育・観光等を促進するための業務

- ① ジオサイトカルテ整備及び新たなジオサイトの選定調査等に関する活動
- ② 有形無形文化に関する資料の収集整理と保護保全に関する活動
- ③ 地域の学力向上（学校教育・社会教育等）のための支援活動
- ④ 専門的知識を活用したジオガイドの実践及びジオガイドの養成活動
- ⑤ 地域資源を活用したツーリズム開発・実施
- ⑥ 市民に対するジオパークの各種普及啓発活動
- ⑦ ジオパークの推進に係る情報発信・資料・読本・看板案内・チラシ・ポスターの作成
- ⑧ 講演会及び研修会、各種イベント等でのジオパーク推進の普及活動
- ⑨ その他ジオパーク活動の推進と地域振興・地域活性化につながる活動

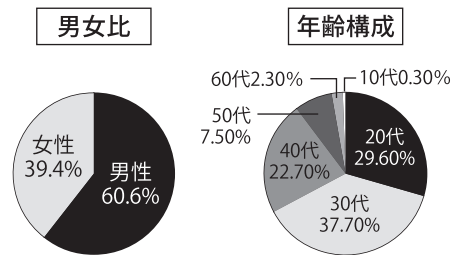


このように見ていくと、農業ばかりではなく、それぞれの地域で様々な活動内容があることがわかります。

地域おこし協力隊の隊員数と活躍先

平成21年の実施当初は、31の自治体（1県30市町村）において89名の地域おこし協力隊員が活動していました。そして、初めての実施から10年経った、令和元年には、全国1,071の自治体（10道府県1,061市町村）において5,349名の隊員が各々の地域での取組を進めています。北海道では655名もの隊員が活躍しています。

男女比と年齢構成は、右記グラフのような割合になっており、年齢としては20代、30代の隊員が約7割を占めています。



地域おこし協力隊員の活動に要する経費

地域おこし協力隊員の活動に要する経費については、令和2年時点において、隊員1人あたり440万円が上限（うち報償費等については240万円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円を上限）とされます。ただし、地域協力活動に不可欠であり、専門性の高いスキルや経験を有する地域おこし協力隊員又は辺地等の著しく交通条件等の悪い不便な地域における地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員については、報償費等について290万円を上限としますが、この場合においても、地域おこし協力隊員1人あたりの上限は400万円とされています。

例えば、報償費等240万円、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円というように隊員に支払われます。

それ以外にも、地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費として、最終年次又は任期終了翌年に起業する者又は事業を引き継ぐ者には、1人あたり100万円を上限に必要な経費が支払われます。

「おためし地域おこし協力隊」とは？

せっかく興味がある自治体に移住して、地域おこし協力隊員になったのに、委嘱時に想定していた委嘱期間よりも早く退任した隊員が、平成31年1月1日～令和元年12月31日で合計604名もいました。そのうち106名が、受入地域・受入自治体・隊員の三者のミスマッチを理由に退任しています。

この状況を踏まえ、総務省では、三者のミスマッチを防ぐため、平成31年度に、「おためし地域おこし協力隊」を創設しました。これは移住して、本格的に活動を始める前に一定の期間、地域協力活動を体験したり、実際に住民と交流したりできる制度です。

事前に受入地域やその住民、地域協力活動の内容を知ることができたり、受入地域や受入自治体との意思疎通が早い段階から図られることにより、スムーズに活動を開始することができます。

2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムに要する経費について、この取組を実施する1自治体あたり100万円を上限として特別交付税により財政措置されるので、隊員にとっても自治体にとっても良い制度となりました。

行政書士と地域おこし協力隊

今回、私が地域おこし協力隊について調べようと思ったのは、仕事の依頼がきっかけでした。その依頼というのは、「地域おこし協力隊として活動している知り合いが、3年経って満期になるため、隊員を卒業しなければならないが、今やっている業務を隊員を卒業してもそのまま引き継がせてもらえることになった。しかし、そのためには、一般社団法人を設立しなければならないので、相談に乗ってもらえますか？」というものでした。

当時、地域おこし協力隊のことは名前を聞いたことがある程度で、3年で満期の意味も分かっていなかったもので、私にお手伝いできるのか心配もありました。しかし、本人から色々とお話を聞かせていただき、無事に一般社団法人設立のお手伝いをすることが出来ました。その時に、定款の認証や私への報酬など設立に係る費用を100万円まで自治体から出してもらえると聞いていたのですが、上記の「地域おこし協力隊員の活動に要する経費」で書いた「起業・事業承継に要する経費」がその時に言っていた100万円だったのだと、この記事を書いていて改めて知ることが出来ました。

おわりに

今まで、地域おこし協力隊のことをあまり意識したことがありませんでしたが、実際に隊員の方とお仕事をさせていただいてからは、自然と地域おこし協力隊の活動や情報に目が行くようになりました。地方の戸籍を取得する際は、その自治体のホームページで請求先などを確認するのですが、多くの自治体のホームページに地域おこし協力隊のページがあることに気が付きました。また、街中を歩いているとき、地域のイベントを行っているところに寄ってみると、地域おこし協力隊の隊員の方に会えることもあります。

このように、地域おこし協力隊は、札幌に住んでいてもとても、身近な存在であることに気が付くことが出来ました。北海道は、特に過疎化が進んでいる自治体がとても多いので、地域おこし協力隊の活動は今後の北海道にとって、とても重要な存在になっていくのだらうと思いました。



【出典】○総務省ホームページ ○月形町ホームページ ○東川町ホームページ ○美幌市ホームページ ○由仁町ホームページ ○三笠市ホームページ